

長期脱炭素電源オークション

2026年3月4日

資源エネルギー庁

第3回入札の状況について

- 脱炭素電源への新規投資を促進する制度である「長期脱炭素電源オークション」については、2025年8月の「第22次中間とりまとめ」により、第3回入札の応札に向けた詳細設計をまとめた。
- その後、2025年10月からの事前のプロセスを経て、本年1月19日～26日に第3回応札が行われたところであり、現在、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）が応札価格の監視を行っているところ。

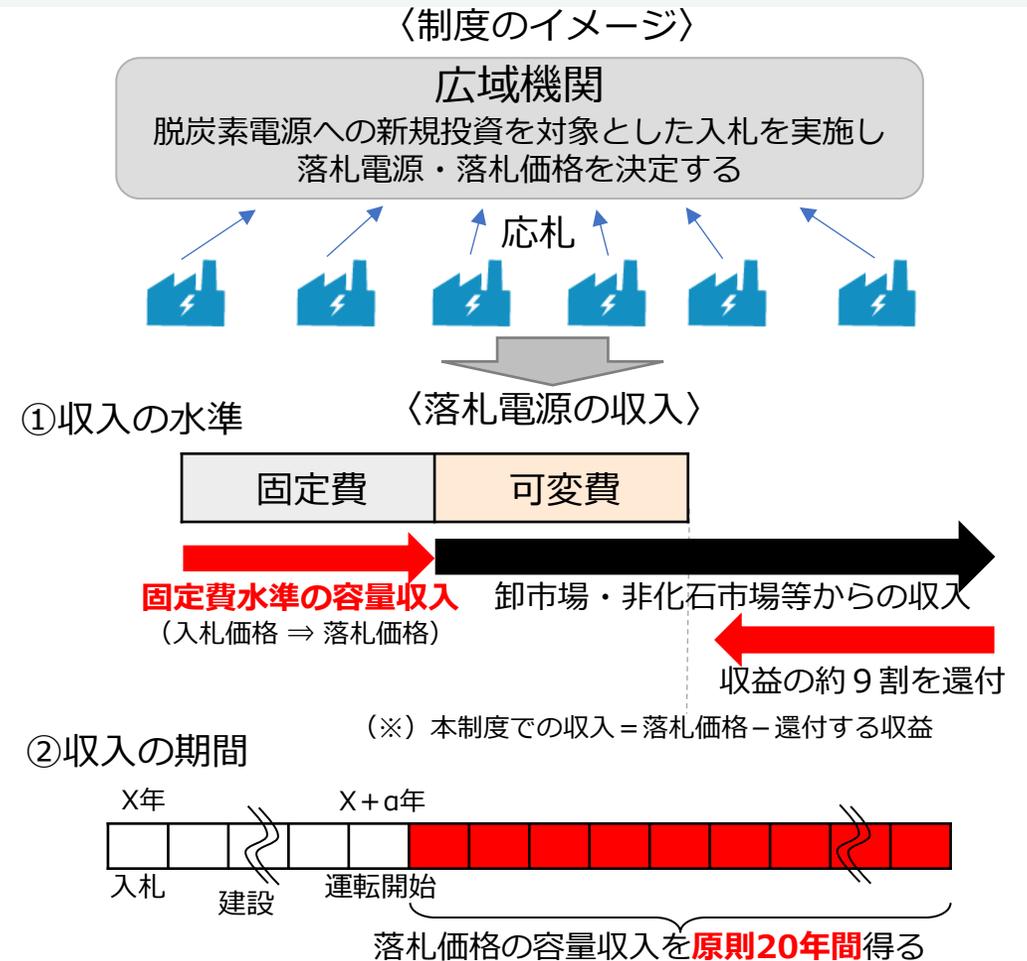
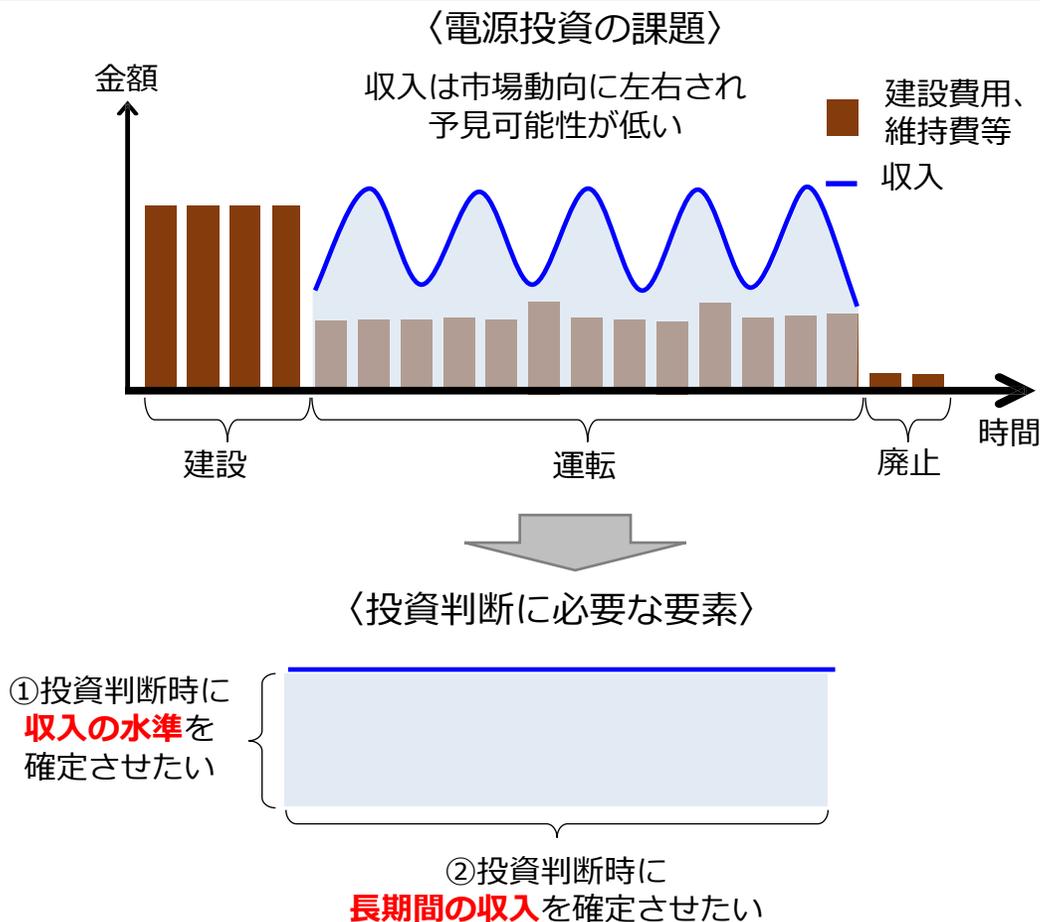
1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2025年10月14日（火）～2025年10月17日（金）	事業者情報の登録受付期間
2025年10月14日（火）～2025年10月22日（水）	事業者情報の審査期間
2025年10月20日（月）～2025年10月24日（金）	電源等情報の登録受付期間
2025年10月27日（月）～2025年12月09日（火）	電源等情報の審査期間
2025年12月10日（水）～2025年12月16日（火）	期待容量の登録受付期間
2025年12月17日（水）～2025年12月26日（金）	期待容量の審査期間
2026年01月19日（月）～2026年01月26日（月）	応札の受付期間
2026年01月27日（火）～2026年02月03日（火）	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得られることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



本日御議論いただきたい事項（第4回入札に向けた検討）

- 本日の会合では、第4回入札に向けた制度の見直しについて、以下の論点について御議論いただきたい。

項目	論点
LNG専焼	論点① 第4回入札の募集量
蓄電池	論点② 約定方法
水素・アンモニア	論点③ 事前審査の要件

- また、電取委では、**長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視に必要な考え方**について、「長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会」において検討・整理し、その結果を踏まえ、制度設計・監視専門会合において、**長期脱炭素電源オークションガイドラインの改定の方向性**について整理が行われた。昨年12月には、電取委からその内容について**建議が行われた**ことを受け、事務局より御報告差し上げるとともに、上記各論点に加えて、本作業部会において御議論いただきたい。

論点① 第4回入札のLNG専焼火力の募集量

- 第103回本部会において、2026年度オークション以降におけるLNG専焼火力の追加募集については、電力需要想定や、脱炭素電源の導入状況など、2025年度オークション後の最新状況を見極めつつ判断することとしていた。

第103回 制度検討作業部会
(2025年5月28日) 資料3-3

<募集量> 論点③ 第3回入札のLNG専焼火力の募集量

- LNG専焼火力の募集量については、2023-2025年度の3年間で600万kWとしていたが、初回オークションで募集量の大半が落札されたことや、電力需要が増加傾向となる見通しが示されたことを踏まえ、400万kWを追加募集することとしていた。
- 具体的には、応札案件間の価格競争を促す観点から、2024・2025年度のオークションで200万kWずつ、合計400万kWを追加募集することとしていたところ。25年度オークションにおけるLNG専焼火力の募集量については、昨年の本部会における整理の通り、200万kWと設定してはどうか。
- 加えて、24年度オークションでは、追加募集分200万kWに初回の残余分約24万kWを加えた、約224万kWを募集することとしていた。24年度オークションでも、約93万kWの残余が生じたところ、この残余分についても、25年度オークションであわせて募集してはどうか（合計募集量約293万kW）。
- なお、LNG火力については、第7次エネルギー基本計画において、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として活用する必要があるとされており、需給バランスの将来動向も見ながら、将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進することとされている。
- 今後の電力需要は、本年1月に電力広域的運営推進機関が公表した需要想定によると、2033年度の最大需要電力が、昨年と比較して約300万kW上振れしているなど、増加傾向が継続。供給力については、脱炭素電源やLNG火力の運転開始も見込まれる一方、老朽火力の休廃止は更に進展すると想定される。
- こうした状況を鑑みると、電力需給は予断を許さない状況が継続すると考えられるため、安定供給に必要な供給力を確保する観点から、26年度オークション以降におけるLNG専焼火力の追加募集についても検討が必要ではないか。
- 具体的な募集容量は、上記の最大需要電力の増加に対応する追加供給力の確保を念頭に、非化石電源の導入拡大を前提としつつ、更に安定供給に万全を期す観点から、200~300万kW/年程度の追加募集を基本としつつ、電力需要想定や、脱炭素電源の導入状況など、25年度オークション後の最新状況を見極めつつ判断することとしてどうか。

論点① 第4回入札のLNG専焼火力の募集量

- 火力発電は、供給力、調整力、同期化力などの重要な役割を担っている一方で、稼働率の低下や脱炭素化に向けた社会的要請の高まりなど、事業リスクが増大している。こうした事業環境の中で、安定供給に必要な役割を担う火力発電の適切な新陳代謝を促しつつ必要な量を確保するためには、投資を政策的に後押しする必要がある。
- 特にLNG火力については、第7次エネルギー基本計画において、**電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として活用する必要**があるとされており、**需給バランスの将来動向も見ながら、将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進**することとされている。
- 長期脱炭素電源オークションにおけるLNG専焼枠については、初回オークション（2023年度）では募集量を2023－2025年度の3年間で600万kWとしていたが、落札結果や電力需要が増加傾向となる見通しが示されたことを踏まえ、第2回（2024年度）、第3回（2025年度）では計約400万kWの募集量とした。
- 他方、電力広域的運営推進機関が公表した将来の電力需給シナリオに関する検討会の報告書においては、**2040年において需要が11,000億kWhへ拡大するシナリオ**※では、厳気象などを考慮した一定の予備率確保を前提とすると、**経年火力3,900万kWを全てリプレースしてもなお、必要な供給力が1,300万kW不足**する結果となっている。
- **こうした需給バランスや脱炭素技術の進展の不確実性を踏まえれば、LNG火力の新設・リプレースは当面不可欠**であり、長期脱炭素電源オークションにおいて、LNG火力への電源投資を促進していくため、**LNG専焼火力の募集を第4回（2026年度）以降も当面の間は継続**することとしてはどうか。
- その上で、**第4回以降のLNG専焼火力の募集量や募集を継続する期間**については、**2025年度のオークション結果も踏まえ、次回以降ご議論**いただくこととしたい。
- なお、**LNG専焼火力については、引き続き2050年のカーボンニュートラルの実現を前提**としており、**応札事業者には今後とも脱炭素化ロードマップの作成を求め、その内容を公表**することが妥当ではないか。

※資源エネルギー庁が提示している見通しでは、2040年度の電力需要は0.9～1.1兆kWh程度とされている。

(参考) 第7次エネルギー基本計画 (抜粋)

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

(4) 火力発電とその脱炭素化

② LNG火力発電

LNG火力は、石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能である。経済性に劣る火力の休廃止等が進みつつも、電力需要の増加が見込まれる中、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点からは、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要である。実際、海外においても、電力の安定供給の確保のため、LNG火力を活用する動きが進んでいる。

こうした中、**我が国においても長期脱炭素電源オークションを通じて、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースを促進している。今後も更に火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進する。**さらに、水素やCCUS等を活用したLNG火力の脱炭素化についても、長期脱炭素電源オークション等を通じて促進する。水素を活用した発電について、燃焼器の技術開発や発電実証をグリーンイノベーション基金も活用しながら進めており、国内外の市場獲得も睨みながら社会実装を目指していく。

(参考) 将来の電力需給シナリオに関する検討会の報告書①

- 将来の電力需給シナリオに関する検討会では、需要及び供給力それぞれ一定の幅を持ったモデルケースを設定した上で、その組み合わせによる需給バランスを複数のモデルシナリオとして提示。
- 2040年において需要が11,000億kWh（2019年比1.2倍）となるシナリオでは、GX/DXの進展に伴う需要増加と連動して再エネも2019年比2.5倍まで増加、また 原子力についてはkWh比率20%と設定。**

需要モデルケースの定性的説明 2040年11,000億kWhモデル

131

- 民生部門では人口減少が緩やかになることに加え、データセンター・半導体製造などDX関連産業の活性化、自動車の電動化などにより、DX・GXに起因する需要増加分が総需要の20%に迫るほど拡大し、電力需要は11,000億kWhとなる。

需要要素	モデル概要	需要(億kWh)	
全体	---	11,000	
需要	2019年度実績	8,800	
	民生部門	▲200	
	産業部門	+500	
	DX関連	デジタル・半導体産業	+1,000
		自動車産業	+500
	GX関連	鉄鋼業	+100
自家発・水素製造・DAC他		+300	

再エネモデルケースの定性的説明 2040年2.25億kWケース

248

- ほぼすべての新築戸建住宅で太陽光が導入され、事業用太陽光も適地減少の中でも足元実績相当での増加ペースが維持される。
- 加えて、陸上風力も過去の導入ペース以上に開発が加速し、洋上風力についても計画されている区域での開発が順調に進捗するなど、再エネの伸びは2019年度比で2.5倍まで拡大する。

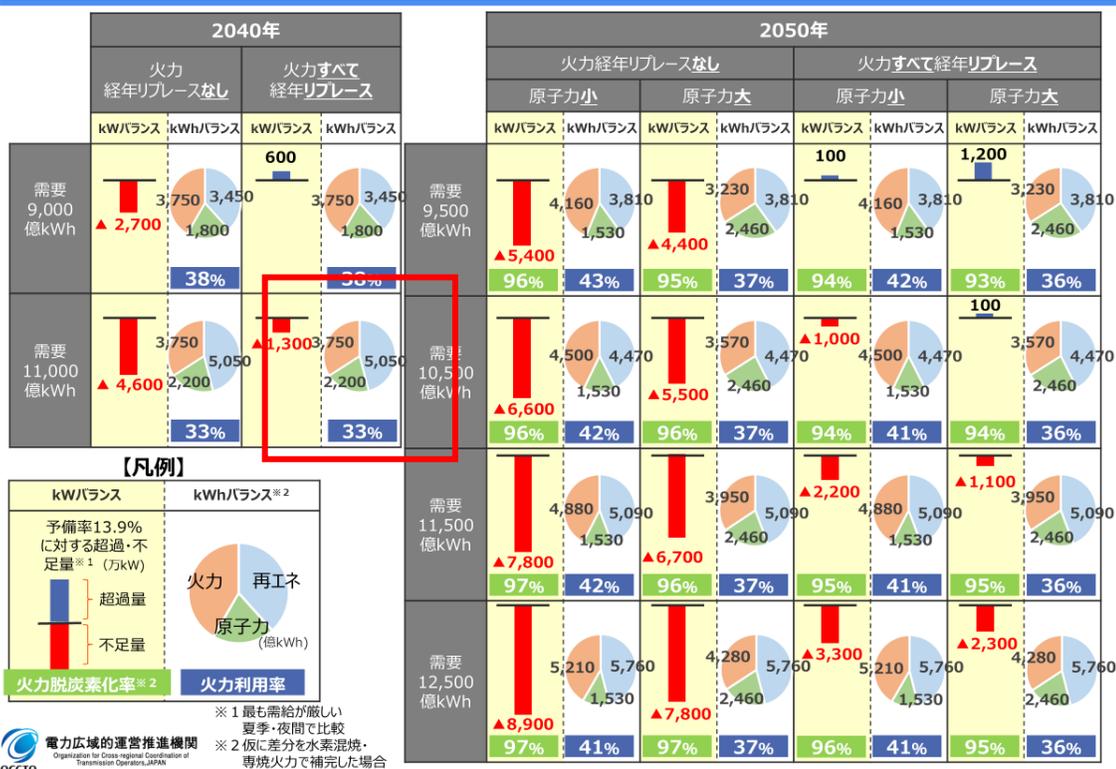
供給力要素	モデル概要	供給力: 万kW (2019年度比)	
全体	---	22,500 (+13,800)	
再エネ	太陽光	併設型	7,000 (+5,800)
		事業用	8,500 (+4,100)
	風力	陸上	1,300 (+900)
		洋上	2,200 (+2,200)
	水力		2,500 (+300)
	バイオマス		900 (+450)
	地熱		100 (+50)

(参考) 将来の電力需給シナリオに関する検討会の報告書②

- 2040年において需要が11,000億kWhとなるケースでは、経年火力3,900万kWを全てリプレイスしてもなお、供給力が1,300万kW不足する結果となった。
- なお、本検討会における火力モデルケースでは、既に公表されている電源の新設・廃止などを考慮した上で、経年火力については、過去実績を踏まえて経年45年で廃止と設定され、大ケースではそれらがリプレイスされるものとして設定されている。

kWバランス・kWhバランス評価結果

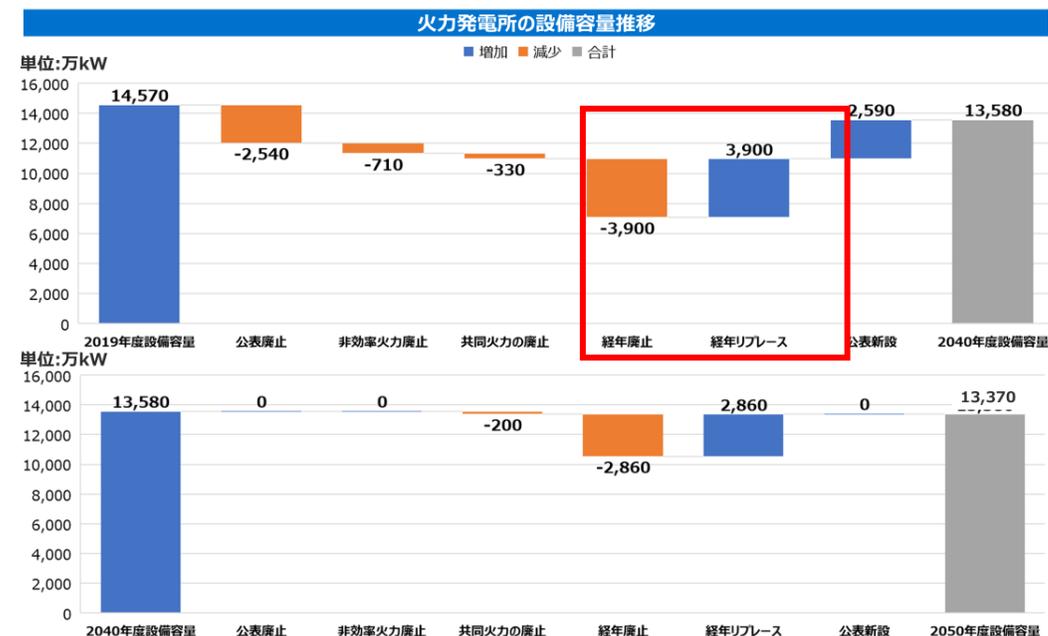
9



火力発電所の設備容量推移 | 大ケース

278

- 経年に伴うリプレイスをする火力大ケースでは、2019年度での14,570万kWから、2040年：13,580万kW、2050年：13,370万kWと、設備容量は横ばいで推移する。



※端数処理の影響で合計値が合わない場合がある

論点② 蓄電池の要件の強化

- 第3回入札では、蓄電池の事業規律を強化するため、サイバーセキュリティの強化や、セルの供給源の多角化の措置を講じたところ。

<蓄電池> 論点② 事業規律の強化

第103回制度検討作業部会
(2025年5月28日) 資料3-3

(サイバーセキュリティの強化)

- 本制度を通じて蓄電池の導入が急速に進みつつある中で、サイバーセキュリティの観点での懸念が高まりつつある。このため、一層のサイバーセキュリティの確保を図るため、情報処理推進機構（IPA）の運用する**JC-STARラベリング制度（次頁参照）の★1の取得を新たな要件**とすることとしてはどうか。

※太陽光・風力発電設備を構成するPCSに対しても同じ要件を課す。

(セルの供給源の多角化)

- リチウムイオン蓄電池の安定供給確保のため、サプライチェーンの途絶リスクの高いセル（日本国外で製造されたセル）を搭載したリチウムイオン蓄電池に対して、**セル製造国の1国当たりの募集上限（kWベースで30%未満※）を設ける**こととしてはどうか。

※30%を跨ぐ案件は不落札とする。落札後に、審査に合格した場合は導入する蓄電池を変更することは可能だが、セルの製造国を変更することは不可。

(実現可能性の確保)

- 本制度の第1回・第2回において、多くのリチウムイオン蓄電池の案件が落札したが、蓄電池の価格が数年後に下がることに期待して、現時点では実現困難なレベルの金額で応札し、将来、蓄電池の価格が下がらなければ、ペナルティを支払って市場退出するつもりが横行しているのではないか、との指摘がある。
- このため、蓄電池の応札規律に関しては、応札後の計画断念が頻繁に起きていないか、今後も引き続き確認し、**市場退出ペナルティの引き上げや保証金の設定等について、必要に応じて検討していく**こととしてはどうか。

論点② 蓄電池の約定方法

- **第3回入札では、セルの製造国は分散化する見込みだが、特定国のメーカーが様々な国でセルの製造工場を保有していることから、特定国メーカーのセルを採用する蓄電池が大宗を占める見通しであり、引き続きサプライチェーン途絶リスクが高い状況にある。**
- **蓄電池の安定供給確保を図るためには、蓄電池の部素材を含めたサプライチェーン強靱化の取組を行っているメーカーが製造する蓄電池を導入していく必要がある。**
- **経済安保推進法※に基づき特定重要物資に指定されている蓄電池について、その安定供給確保を図ろうとする事業者は、同法に基づき、安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）を作成し、経済産業省が策定した「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」に基づき蓄電池のサプライチェーン強靱化等の貢献が十分に期待できる計画が認定されているところ。**

※経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

- **第4回入札では、この仕組みを活用し、蓄電池の供給確保計画について経済安保推進法の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池の案件を優先的に約定することとしてはどうか。**

※取組方針ではリチウムイオン蓄電池のみを対象としているため、優先約定するのはリチウムイオン蓄電池（及び揚水リプレース等案件）のみとする。

※これに伴い、第3回入札で導入したセル製造国30%制限ルールは、リチウムイオン蓄電池については適用しない。

優先約定のイメージ

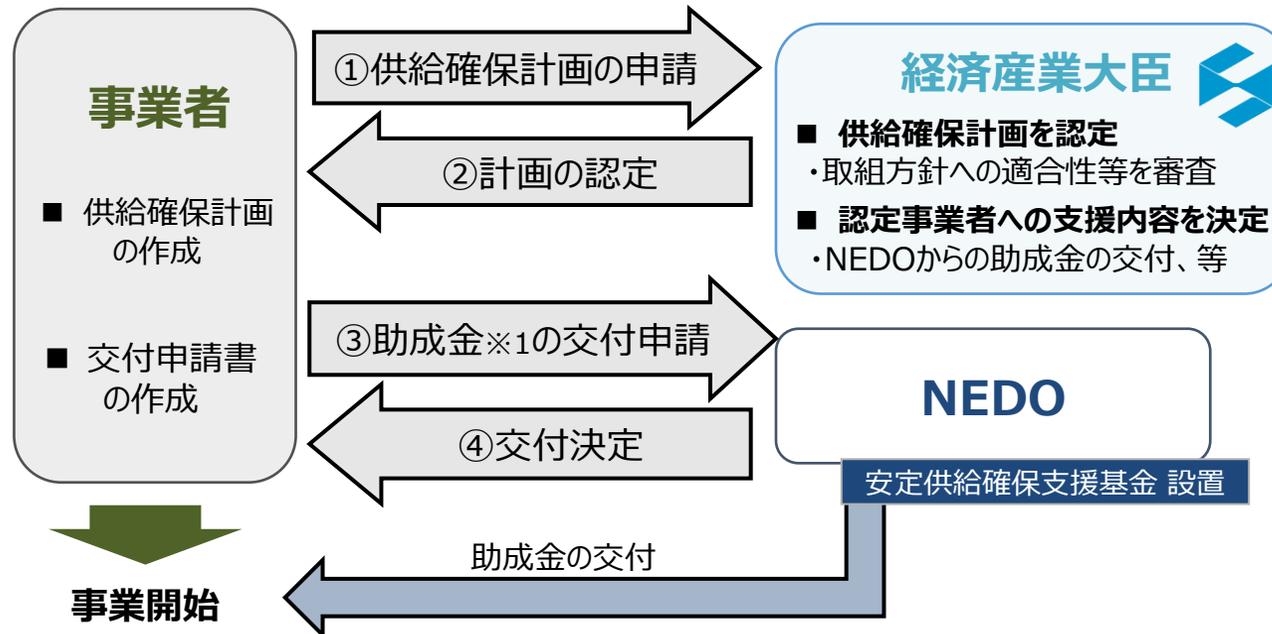
- ✓ 募集上限の範囲内で、「リチウムイオン蓄電池の認定案件」と「揚水リプレース案件」をまず価格が低い順に（上限価格以下の範囲で）落札していく。
- ✓ それだけで募集上限が埋まらない場合に、「リチウムイオン蓄電池の非認定案件」を価格が低い順に落札していく。

- また、蓄電池への事業規律として、サイバーセキュリティ（JC-STAR★1）やサプライチェーン強靱化（経済安保法の認定）以外に、考慮すべき要件はあるか。

(参考) 経済安保推進法に基づく支援スキーム (蓄電池)

- 「経済安全保障推進法」及び「蓄電池に係る安定供給確保取組方針」に基づき、蓄電池の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする**蓄電池等の安定供給確保のための取組に関する計画**（供給確保計画）を作成。
- 事業者は**供給確保計画を経済産業大臣に提出**して、その認定を受けることができた場合、支援を受けることが可能。
- 国内基盤の更なる拡充を図るべく、**2026年2月17日に第6弾の認定を実施。今後、第7弾の募集を実施**していく。

<経済安全保障法での計画認定のスキーム>



※1 蓄電池・部素材・製造装置の設備投資及び技術開発を支援。
補助率は、設備投資は最大1/3、技術開発は最大1/2。
(製造装置のうち中小企業については設備投資1/2補助)

※詳細については、経済産業省HPの「経済安全保障推進法」をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html

<計画認定の要件>

- ①対象品目（リチウムイオン電池及びその部素材・製造装置等）
- ②取組内容（設備投資・技術開発）
- ③先端性
- ④規模（車載用3GWh/年 以上、定置用300MWh/年 以上など）
- ⑤人材確保・育成
- ⑥**国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与**
- ⑦脱炭素及び成長市場への対応
- ⑧供給安定性
- ⑨取組を行うべき期間・期限
- ⑩実施体制
- ⑪需給ひっ迫時の対応
- ⑫供給能力の維持強化のための継続投資・研究開発
- ⑬技術流出防止措置

※蓄電池に係る安定供給確保取組方針 第3章より

論点③ 水素・アンモニアの事前審査の要件

- 水素・アンモニアについては、政策的意義及び実現可能性の高い案件間での競争を担保するため、**燃料サプライチェーンに係る事前審査**を行うこととしており、**具体的な事前審査の要件は、別の審議会で検討することとしている。**

第103回制度検討作業部会
(2025年5月28日) 資料3-3

<募集量> 論点② 第3回入札の募集上限

- 「**脱炭素火力**」は、第3回入札では、**閾値20万円/kW/年に関わらず、上限価格を引き上げることとしており、脱炭素火力の上限価格の平均は40万円(閾値20万円/kW/年の約2倍)**としている。
- こうした中で、**需要家負担にも配慮し、脱炭素火力の募集上限は50万kW※(第2回入札の既設火力の募集上限100万kWの半分。応札容量ベース。)**としてはどうか。

※新設案件は、脱炭素部分のkWでカウント。落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合も、脱炭素火力は募集上限まで。

- **また、こうした募集上限を設ける中で、できるだけ政策的意義及び実現可能性の高い案件間での競争を担保するため、燃料サプライチェーン※やCO2輸送貯留に係る事前審査**を行うこととしてはどうか。

※水素・アンモニアの案件については、別の審議会で事前審査の要件を検討し、事業者がその要件に対応した上流案件を形成するための準備期間を設けるため、第4回入札から事前審査を行うこととしてはどうか。

上限価格 (単位：万円/kW/年)		第1回 (国内固定費のみ)	第2回 (国内固定費 + 上流固定費)	第3回 (国内固定費 + 燃料費価格差・設備利用率40%)
新設	水素10%以上混焼	4.8	10	13.4
	水素専焼	—	—	79.5
	アンモニア専焼	—	—	30.3
既設改修	水素10%以上混焼	10	10	76.2
	アンモニア 20%以上混焼	7.4	10	37.8
	20%CCS (LNG)	—	—	13.7
	20%CCS (石炭)	—	—	34.3
募集上限		既設火力の改修 100万kW	既設火力の改修 100万kW	脱炭素火力の新設・リブレース・既設改修 50万kW

閾値
20
万円
→
約2倍
→
平均40万円/kW/年

1/2倍

論点③ 水素・アンモニアの事前審査の要件

- 具体的には、2月18日の**水素・アンモニア政策小委員会**において、以下のような議論が行われているところ。
 - 長期脱炭素電源オークションでも、（水素・アンモニアの「価格差に着目した支援制度」の根拠法である）**水素社会推進法で計画認定される案件に匹敵する案件**が選ばれる仕組みが望ましい。
 - 長期脱炭素電源オークションにおける参加要件として、**水素社会推進法の予備審査への適合**を求め、事前審査を行う。（長期脱炭素電源オークションで落札後に、水素社会推進法の認定を行う。）
 - 予備審査は、**価格差に着目した支援制度の評価項目をベースにした基準**とする。
- 今後、事前審査の詳細が固まったところで、改めて御報告させていただく。

脱炭素オークション水素・アンモニア案件の事前審査の基本的な考え方案

- 脱炭素オークションの水素・アンモニア案件の事前審査についても、水素・アンモニアのサプライチェーンを組成するツールとなる以上、**供給力の確保**という脱炭素オークションの制度趣旨を踏まえつつ、可能な限り、**水素社会推進法で計画認定される案件に匹敵する案件が選ばれる**仕組みとするのが望ましい。
- オークションによる価格選定の事前審査であることを踏まえ、計画認定そのものではなく、その前段階の**予備審査*への適合を脱炭素オークションの事前審査として活用**する（その後、落札案件に限定して認定）。
*スキームの詳細は次ページ以降を参照
- 脱炭素オークションで活用する水素社会推進法の計画認定の予備審査は、水素・アンモニアサプライチェーンを形成する観点から、**価格差に着目した支援の評価項目をベースにした基準とする**。
- 脱炭素オークションの事前審査は、入札による落札案件選定の前段階のプロセスであるため、可能な限り簡便に審査すべく、**総合評価ではなく、チェックリスト方式で基準適合を判断する**。

脱炭素オークション水素アンモニア案件の事前審査基準の方向性（案）

- 第3回までの脱炭素オークションでは、制度初期段階ということでグレー水素・アンモニアも入札可能としていたが、第4回から**水素・アンモニアは低炭素水素等であることを求める**。
- 上流事業の制御・安定供給の観点からは、**水素等製造事業に対し、我が国企業が出資し、影響力を行使できる状態**、あるいは**売買契約の内容**などにより日本側に不利がなく、**確実に供給されていることが担保されている内容となっていること**などを求める。
- 産業競争力の観点では、**供給・利用それぞれで、主要設備のうち最低1つに対して、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること**を求める。具体的な主要設備としては、供給事業においては、**水素等の製造設備、海外からの輸送設備（船舶）**、利用事業においては、**国内貯蔵設備、発電設備**とする。なお、日本企業の製造能力の制約も勘案するとともに、**供給事業については、建設施工（EPC）部分への支出も大きいことから、設備だけでなく、建設施工（EPC）も考慮する**。
- その他、例えば、「**低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクへの対応**」、「**特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンの構築**」といった、重要な価格差支援の評価項目・基準については、脱炭素オークションの事前審査においても事業者を求めるべき基準として採用する。
- なお、上流事業に対する日本企業の出資の扱いについては、上流事業の確度（何らかの事由でFID不能となるリスク）と退出ペナルティとのバランスや契約等の実務の相場観を踏まえ検討する。

論点④ 電取委における建議

- 「長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会（以下「検討会」）」及び「制度設計・監視専門会合」での整理を踏まえ、昨年12月に、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定について、電取委から経済産業大臣宛てに**建議**された。

経済産業省
20251210電委第1号
令和7年12月16日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定に関する建議について

「長期脱炭素電源オークションガイドライン」（令和7年8月27日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視方法等について、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

1

別添
長期脱炭素電源オークションガイドライン 改定事項

1 実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合の規律の監視に関し、以下の内容を追記する。

(1) 落札事業者が市場価格規律を採用し、市場価格の平均価格より割り引いた低い価格で販売しようとする場合、以下のとおり対応する旨。

ア 市場価格の平均価格より割り引いた低い価格で特定の小売電気事業者に販売しようとする場合には、電力・ガス取引監視等委員会は、落札事業者に対して、その金額の合理性の説明を求める旨。

イ 長期脱炭素電源オークションの原資となる容量拠出金は全小売電気事業者によって負担されることに鑑みて、公平性を確保するため、例えば、市場参加にかかる手数料相当の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケース等、合理性が認められる限定的な範囲で認める旨。

ウ 仮に合理性が認められない場合には、市場価格の平均価格で販売すること又は無差別規律に則り公募等により広く販売することが求められる旨。

(2) 落札事業者が無差別規律を採用する場合、以下のとおり電力・ガス取引監視等委員会が監視する旨。

ア 社内・グループ内に小売部門が存在する落札事業者が、当該小売部門を含めて販売する場合は、当該契約内容について「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を基に判断する旨。

イ 社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者に対する、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、各電源の相対契約締結時点で最新の「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を準用した評価方針を使用する旨。

ウ なお、イにおける評価方針の準用に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定された確認項目について除外するといった考えで、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」にある確認項目を抽出・修正する旨。

2 実際の他市場収益の算定に用いる実際の他市場収入について、以下の費目が認められる旨を追記する。

(1) kWh 収入

別添

- スポット市場収入、時間前市場収入、相対収入、保険金収入（利益補填型）、ヘッジ差損益、インバランス損益

(2) kWh 収入・ Δ kWh 収入

- 需給調整市場収入

(3) 非化石価値収入

- 非化石価値取引市場収入、相対収入

3 実際の他市場収益の算定に用いる実際の変費について、以下の内容を追記する。

(1) 変費は、電源全体（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素 kWh）の kWh を生み出すため又は生み出したことによって生じる費用及び kWh や非化石価値を販売することによって発生する費用である旨。

(2) 変費として認められる費目の例として、以下が挙げられる旨。

ア kWh を生み出すため又は生み出したことによって生じる費用

- 燃料費、購入電力料、燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費、消耗品費、発電側課金（kWh 課金部分）、アグリゲーションフィー（アグリゲーターに支払う委託報酬）、LNG 委託加工費（従量料金部分）

イ kWh や非化石価値を販売することによって発生する費用

- ヘッジ差損益、インバランス損益、事業税（収入割、所得割、付加価値割）、下げ調整電力量料金、需給調整市場ペナルティ、市場取引手数料、利益保険料（他市場収益に紐づく利益に対応する部分）

(3) 変費の金額の監視において、燃料費に加えて、変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ変費等を参照し、明らかに高額であるなど、特異な金額となっていないかを確認する旨。

4 実際の他市場収益の監視に係るフローについて、以下の内容を追記する。

(1) 実際の他市場収益の金額及び算定に係る監視について、以下の監視フローとする旨。

ア 電力・ガス取引監視等委員会は、各実需給年度終了後に、落札事業者に対して、実際の他市場収入と実際の変費について、それぞれの算定方法及び算定根拠の説明を求める旨。

別添

イ 落札事業者は、実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を、電力・ガス取引監視等委員会に報告・提出する旨。

ウ 電力・ガス取引監視等委員会は、落札事業者から提出された実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を確認した上で、実際の他市場収入と実際の変費が適正なものとなっているかを確認する旨。

エ 電力・ガス取引監視等委員会による監視後、電力広域的運営推進機関に報告する前のタイミングで、電力・ガス取引監視等委員会から落札事業者に監視結果を通知する旨。

オ 監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する旨。

(2) 相対契約に係る規律の監視について、以下の監視フローとする旨。

ア 落札事業者は、相対契約を締結した場合には、速やかに契約書等の証憑を電力・ガス取引監視等委員会に対して提出する旨。

イ 落札事業者が契約書等の証憑を電力・ガス取引監視等委員会に提出後、電力・ガス取引監視等委員会は、その内容が規律を満たしているかについて監視し、当該落札事業者に対して監視結果を通知する旨。

ウ 電力・ガス取引監視等委員会から落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する旨。

以上

論点④ 電取委における建議

- 建議における主な改定内容は以下のとおりだが、いずれも適切と考えられることから、建議のとおりガイドラインの改定を行うこととしてはどうか。
 - 相対契約に対する規律における「市場価格規律」について、例外的に市場価格の水準に比して不当に低くない水準以下の価格を認めるケースとして、市場参加にかかる手数料相当（0.001円/kWh程度）の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケース等、合理性が認められる限定的な範囲で認める。
 - 相対契約に対する規律における「無差別規律」について、社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者について、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定された確認項目について除外するといった考えで、内外無差別の評価方針にある確認項目を抽出・修正し、準用する。
 - 他市場収益の還付の計算における「可変費」の金額の監視については、効率的かつ効果的に監視を行う観点から、燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等を参照し、明らかに高額であるなど、特異な金額となっていないかを確認する。
 - 他市場収益の監視結果の通知に係るフローや、相対契約に係る規律の監視に係るフローについて、ガイドライン上詳細に記されていないことから、異議申し立てに関するプロセスを含む監視フローを明確化する。

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点①) 市場価格規律の監視における例外への対応

- ガイドライン※1では、市場価格規律について、相対契約で締結する価格が、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを基本として設定したものであることを求めている (P.6参照)。例外的に、同水準以下の価格を認める必要があるか、検討する必要がある。
(例えば、長期契約の場合は、ボリュームディスカウント等の観点から、市場価格よりも低廉な価格で販売することを考える事業者が存在している。)
- この点について、長期脱炭素電源オークションの原資である容量拠出金は全小売電気事業者によって負担される。他方、当該相対契約を締結した小売電気事業者のみが市場価格よりも低廉な価格で調達可能とすると、著しく公平性を欠く。このため、例えば、市場参加にかかる手数料相当 (0.001円/kWh※2程度) の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケース等、合理性が認められる限定的な範囲で認めることとする※3。

※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※2 JEPXの定める非化石価値取引売買手数料を例示。

※3 市場価格の平均価格よりディスカウントした低い価格で特定の小売電気事業者に販売しようとする場合には、落札事業者に対して、その金額の合理性の説明を求める。仮に合理性が認められない場合には、市場の平均価格で販売すること又は無差別規律に則り公募等により広く販売することが求められる。

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点②) 無差別規律の監視方針

- 他方、社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者について、過去の審議会での議論 (Appendix P.38参照) を踏まえ、社外・グループ外同士の取引条件の無差別性の評価の考え方について整理する必要がある。
- ガイドライン※¹では、発電事業者における利潤最大化が他市場収益の適切な還付につながるとしている。こうした考え方を踏まえつつ、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定された確認項目について除外するといった考えで、内外無差別の評価方針にある確認項目を抽出・修正し、準用することとする (P.10,11参照) ※²。
- なお、社外・グループ外同士の無差別性の評価に準用する同評価方針については、各電源の相対契約締結時点で最新の同評価方針を用いる。

※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※2 旧一般電気事業者及びJERA以外の事業者については、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」に基づく対応が十分ではないと考えられるため、こうした事業者に対しては、丁寧な説明や周知を行う。

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

現時点での内外無差別の評価基準の準用方針

- 社外・グループ外同士の無差別性の評価における、2025年7月時点の内外無差別の評価方針の準用方針は以下の表のとおり。
- 確認項目のうち20項目は、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定されたもの。これらは、社外・グループ外同士の無差別性の評価においては適用外となる。残る12項目については、社外・グループ外同士の無差別性の評価の趣旨を踏まえ、文言を微修正し適用する（例：確認項目1については、「内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」⇒「無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」）。

確認観点		確認項目		準用方針案
A	交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	修正
		2	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	修正
B	卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	修正
		4	卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保していないか	修正
		5	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	適用外
		6	卸売のポートフォリオ（各卸売商品の期間と割合（販売計画及び契約実績））に合理的な理由があるか	適用外
		7	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉し、契約締結されたか（大きな乖離がないか）	修正
		8	容量市場収入の控除の考え方が内外無差別であるか	適用外
C	情報遮断等	9	情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在するか	適用外
		10	情報遮断の取組を実施しているか	適用外
		11	社内外で卸取引の担当部門が同一か	適用外
D	オプション価値	12	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか	修正
		13	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	適用外

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

現時点での内外無差別の評価基準の準用方針 (続き)

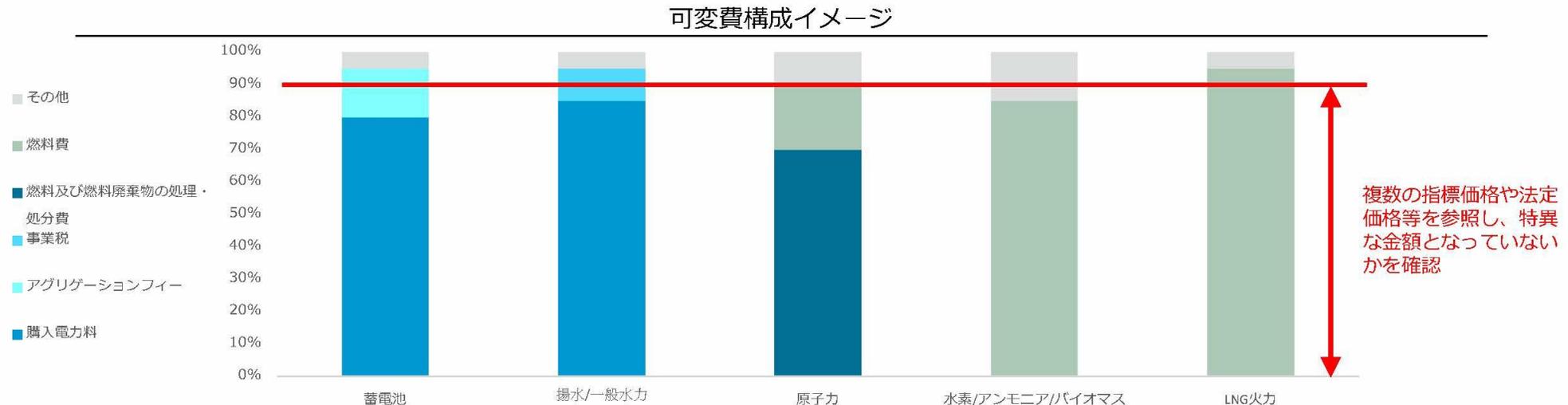
確認観点		確認項目		準用方針案
E	転売禁止	14	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
F	エリア内限定の供給等	15	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
G	価格以外の価値基準 (与信評価及び取引実績評価)	16	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	適用外
		17	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	適用外
		18	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	適用外
		19	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていなかったか	適用外
H	一律の価格(体系)での販売に 特有の確認項目	20	最低購入単位は合理的か(明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか)	適用外
		21	希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	適用外
I	入札制に特有の確認項目	22	自社及びグループ内小売が入札に参加しているか	適用外
		23	最低価格は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
		24	予定供出量は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
J	ブローカー制に特有の確認項目	25	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		26	売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		27	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか	適用外
K	相対交渉に特有の確認項目	28	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	修正
		29	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせず契約可否を通知したか	修正
L	相対卸契約価格(結果)	30	結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっていないか	修正
M	小売価格への反映	31	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格(規制部門含む)に反映されているか	適用外
N	長期脱炭素電源オークション 特有	32	売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に安く設定されていないか	修正

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点③) 可変費の金額の監視方針

- 可変費の監視に当たって、効率的かつ効果的に実施していく観点から、事業者調査で得られている情報及びガイドライン※を踏まえ、以下のとおり対応することとする (Appendix P.27参照)。
 - 燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等を参照し、明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。
 - ①以外の費目については、他の落札事業者の案件における同じ可変費に比して明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。



※ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

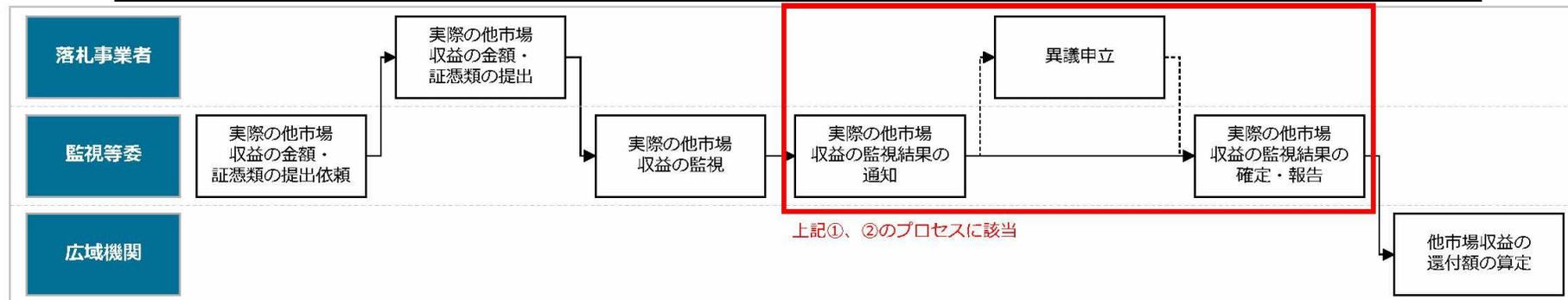
(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点④) 監視結果の通知に係るフロー

- ガイドライン※1において、他市場収益の監視結果の通知に係るフローについて、「監視等委は監視後に広域機関に報告し、広域機関はこの報告内容を基に、還付金の支払いを行う。」との記載のみで、詳細に記されていない(Appendix P.26参照)。しかし、他市場収益の監視結果は還付額に直結することから、特に落札事業者からの異議申立のプロセスについて、以下のとおり対応することとする。
 - ① 落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、監視後、広域機関に報告する前のタイミングで、監視等委から落札事業者に監視結果を通知する。
 - ② さらに、他市場収益の監視結果は還付額に直結することから、他市場収益の監視結果についての異議申立プロセスを設定し、落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する。

他市場収益の監視に係るフローイメージ※2



※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※2 具体的な監視スケジュールについては、実務を踏まえ、広域機関と調整した上で公表。

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点⑤) 相対契約に係る規律の監視に係るフロー

- 相対契約に係る規律の監視については、ガイドライン※において、「実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、(中略)相対契約自体が、(中略)規律を満たしているか、契約締結時(相対契約に基づく供給開始前)に監視等委の監視を受ける必要がある。」との記載のみで、詳細は記されていない(P.6参照)。しかし、落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、落札事業者が契約書等の証憑類を監視等委に提出した後に、監視等委は、その内容が規律を満たしているかについて監視し、当該事業者に対してその結果を通知することとする。
- さらに、相対契約に係る規律の監視結果は還付額に直結することから、相対契約に係る規律の監視結果についての異議申立プロセスを設定し、監視等委から落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定することとする。

※ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

(参考) 検討会のとりまとめ内容

長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する
検討会 とりまとめ(2025年7月31日)

(論点⑤) 相対契約に係る規律の監視に係るフロー

- 加えて、ガイドライン※1では、前頁の証憑類の提出に関する具体的な指示がない。このため、監視の対象となる事業者に対して、以下のとおり指示することとする。
 - ① 落札事業者は、相対契約を締結した場合には、速やかに契約書等の証憑類を監視等委に対して提出する。（広域機関が公表する長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款や募集要綱等にも記載予定）
 - ② 仮に、落札事業者が相対契約を締結したにもかかわらず、監視等委に契約書等の証憑類を提出しない場合、ガイドラインに照らし、実際の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。また、合理的理由なく提出を行わない場合は、容量確保契約の解除につながる可能性もある。

相対契約に係る規律の監視に係るフローイメージ※2



本検討会にて明確化

※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。
※2 具体的な監視スケジュールについては別途公表。